

横浜市戸塚区民文化センター
物品販売および寄付行為等許可申請書

指定管理者
アートプレックス戸塚株式会社 あて

申請日 年 月 日

横浜市区民文化センター条例（以下「条例」という）第12条に基づき、次の通り行為許可申請します。

行為責任者	団体名			
	住所			
			電話	— —
	代表者名	申請者名		
催し物名				
行為日時	年 月 日 ()	:	から	行為場所
	年 月 日 ()	:	まで	
行為内容	物品販売 / 寄付の勧誘 / 広告物の掲示および配布			
寄付詳細	(寄付先名称) (寄付先URL) ※ホームページ等がある場合記載ください。			
	(寄付の目的)			
販売・配布内容 ※別紙可	※広告物の場合は「料金」欄は空欄のままです。CD・書籍等はタイトルも記入ください。			
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
	・品目	数量	点/販売価格(単価)	円
備考				
許可条件	1. 行為日時の3週間前までに、指定管理者に本状を提出すること。 2. 物品販売は、原則として催し物に関連する物品が対象（例：出演者のCD類の販売など）。 3. 寄付行為は、最終的な寄付先が公的組織・団体であること。 4. 許可行為実施時に、本状を行為場所にて掲示すること。 5. 条例第17条に基づき、違反行為などあった際は許可通知後であっても許可を取り消す場合があります。			

物品販売および寄付行為等許可書

年 月 日

上記申請の 物品販売 / 寄付の勧誘 / 広報物掲示配布 行為については

許可する

事に決定しましたので、ここに通知いたします。

許可しない

戸塚区民文化センター 印